

非常時の対応について



目次

| | |
|--------------------|-----|
| 事故発生時の処置手順(救急・連絡) | 1 |
| 災害時等緊急連絡先一覧表 | 2 |
| 1. 非常時の対応について | 3 |
| 2. 寮生活について | 3 |
| 3. 安全の心得 | 3 |
| 3.1 避難について | 3 |
| 3.2 整理整頓 | 4 |
| 3.3 各種作業 | 4 |
| 4. 災害発生時の対応について | 5 |
| 4.1 火災 | 5 |
| 4.2 地震 | 5 |
| 4.3 応急処置(応急手当) | 6～7 |
| 5. 消火器の取扱い | 8 |
| 6. 危険な生物・植物の対応について | 9 |
| 7. おわりに | 10 |

図1 事故発生時の処置手順（救急・連絡）

学内で事故が発生し、学生が負傷した場合には、次の処理をとって下さい。

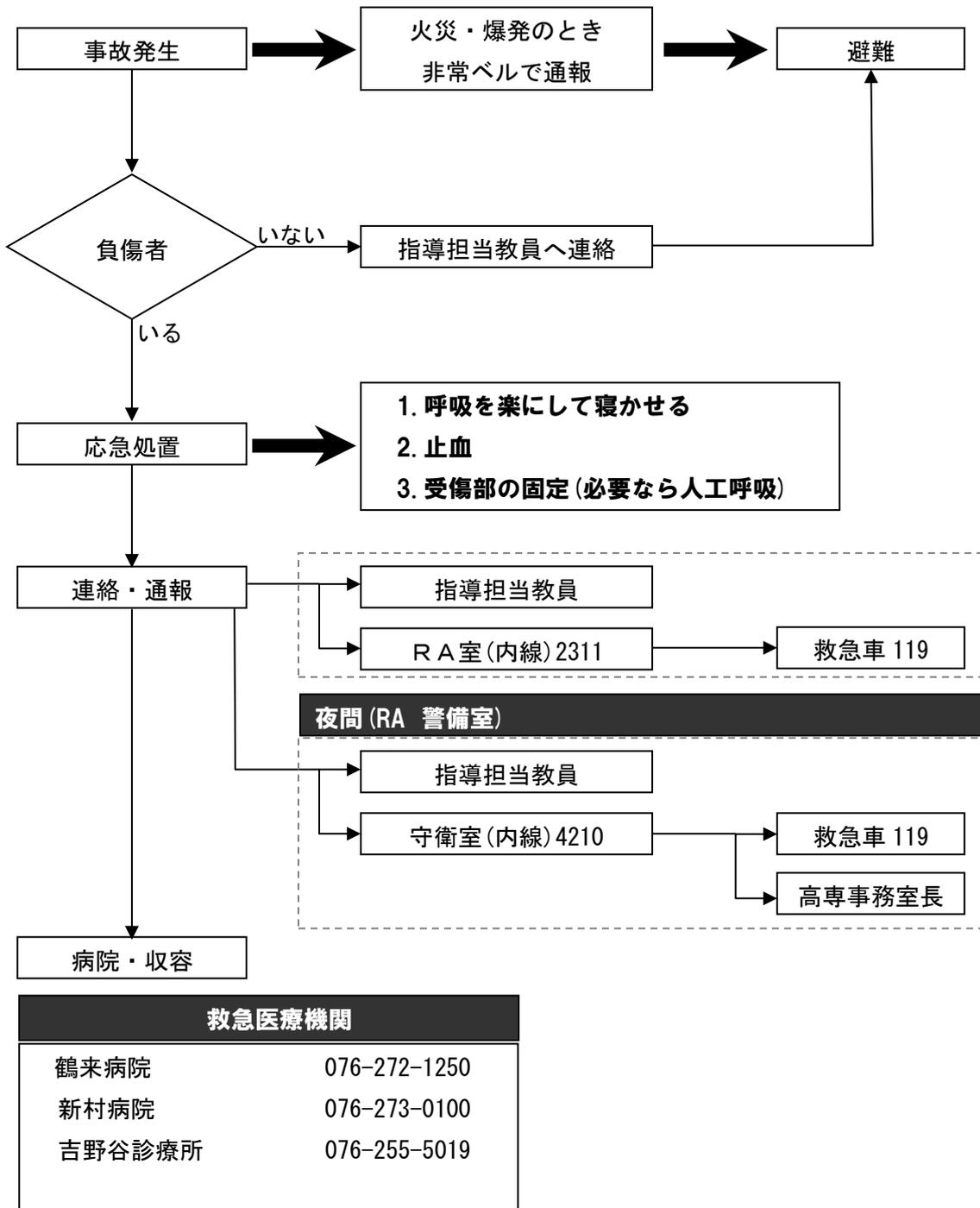


図 2 災害時等緊急連絡先一覧表

| | 名 称 | 連絡先 | 備 考 |
|----|--------------|----------|-----|
| 1 | 火災・救急等 | 119 | 直通 |
| 2 | 火災等（問い合わせ）案内 | 276-6000 | |
| 3 | 白山消防署 | 255-8119 | |
| 4 | 鶴来消防署 | 273-9119 | |
| 5 | 白山野々市広域消防本部 | 276-1119 | |
| 6 | 交通事故・事故・捜索 | 110 | 直通 |
| 7 | 尾口駐在所 | 256-7100 | |
| 8 | 白山警察署 鶴来庁舎 | 272-1161 | |
| 9 | 白山警察署 | 276-0110 | |
| 10 | 石川県警察本部 | 225-0110 | |
| 11 | 休日当番医案内 | 276-1119 | |
| 12 | 野々市市休日当番医案内 | 274-2155 | |
| 13 | 公立つるぎ病院 | 272-1250 | |
| 14 | 新村病院 | 273-0100 | |
| 15 | 公立松任石川中央病院 | 275-2222 | |
| 16 | 吉野谷診療所 | 255-5019 | |
| 17 | 南が丘病院 | 298-3366 | |
| 18 | 金沢有松病院 | 242-2111 | |
| 19 | 金沢脳神経外科病院 | 246-5600 | |

【学園関係連絡先】

| | | | |
|---|------------------|----------|--|
| 1 | 白山麓キャンパス 運営室 | 256-7170 | |
| 2 | 国際高専 白山麓キャンパス事務室 | 256-7123 | |
| 3 | 国際高専 金沢キャンパス事務室 | 248-1080 | |
| 4 | 金沢工大学園代表 | 248-1100 | |

【近隣の公共機関等】

| | | | |
|---|--------------|----------|--|
| 1 | 尾口市民サービスセンター | 256-7011 | |
| 2 | 白嶺小中学校 | 256-7144 | |

1. 非常時の対応について

安全とは、安らかで危険のないことをいい、人や物が危害を受けたり損傷したりするおそれがないことです。一方、安全とはリスクを少なくすることともいわれています。日頃から身の回りのリスクを考え、リスクを見つける感度を高めることも必要なことです。

みなさんが、寮、下宿や自宅で生活するときや、また寮を出たときなど、安全についてどの程度の配慮をしていますか。安全は、正しい知識に基づいて自覚してこそ達成できるものです。安全について今一度見直してみましょう。

2. 寮生活について

- (1)健康に留意し最良の状態を保つようにする。特に睡眠不足にならないように気をつけること。
- (2)身体に異常を感じたときは、担当教員に申し出ること。体調不良のまま活動・作業を行うと大事故の原因となります。
- (3)生活を規則正しく行い、自分がこれからする活動・作業に集中できるように努めること。考えごとをしながらの作業は、危険です。

3. 安全の心得

安全を達成するためには、常日頃から次のことについて自覚し、行動することが必要です。ただ単に考えるのではなく、自分の習慣として行動できるようにして下さい。

3.1 避難について

避難中も安全に行動することが大切です。

- (1) 避難の場合は避難指示に従うこと
- (2) 避難中は、足下や周囲に注意し走ってはならない
- (3) 危険だと分かっているところは必ず避けて通ること



3.2 整理整頓

整理整頓とは、必要なものと不要なものを分別し、身の回りの環境を整えることです。

- (1) 自室の他、共有スペースなど、通路は安全に避難できるよう物を置かない。
- (2) 消火器・消火栓・出入口（非常口含む）・配電盤の付近に物を置かない。
- (3) 棚の上部に重量物を置かない。また物をたてかけるときは、倒れ止めを施す。
- (4) 機器・工具・材料はよく整理し手入れを行い、破損があったときは、担当教員に届出る。

3.3 各種作業

実験・実習には常に危険が潜在しているものです。たとえ簡単と思われる実験・実習でも決して油断をしてはいけません。自分が傷つくと共に他人を傷つけることを考えると、事故を起こさないためにあらゆる努力をすべきです。

- (1) ラジオ・テープ等、オーディオ機器をかけて作業をしないこと。
- (2) 機械・作業台等に腰掛けたりしないこと。
- (3) ポケットに手を入れて作業や見学をしないこと。特にポケットに手を入れて歩かないこと。
- (4) 許可のない機械に触れないこと。
- (5) 自分勝手な行動は慎むこと。
- (6) 万々に備え、消火器、避難器具（はしご、救助袋など）の位置と取扱いを知っておくこと。
- (7) 担当教員の指示に従い、無理な実験・実習はしないこと。特に夜間の単独実験は行わないこと。
- (8) 常に危険を想定しておくことが必要です。特に未知の反応や火災・有毒ガスの発生の危険があるもの、高回転のものには万全の注意をすること。
- (9) 実習終了後の後始末をしっかりとすること。
- (10) 実験・実習中は作業に集中し、私語・よそ見等の不安全行動は、厳に慎むこと。また、勝手に持場をはなれてはいけない。

実験・実習のための基本的注意

1. 周到な準備をすること
2. 担当教員の指示に従うこと
3. 常に実験・実習の危険度を想定すること
4. 事故発生時の対策について点検すること
5. 実験・実習の後始末をすること

4. 災害発生時の対応

自分が傷つくと共に他人を傷つけることを考えると、事故を起こさないためにあらゆる努力をすべきです。万一事故が起こった場合、人命尊重を第一として、二次災害を防いで下さい。

救急処置の手順は、全ての実験室・教室に掲示してありますので、内容を確認し、把握しておいて下さい。

4.1 火災

- (1) 大声を出して、できるだけ多くの人に出火を知らせる。
- (2) 近くの火災報知器の押しボタンを押す。
- (3) ガス栓、電源スイッチ、などを止める。
- (4) 火災が小規模なときは、近くの消火器で消火に努める。
- (5) 炎が天井に達した場合や、濃煙や異臭のため火元に居られなくなった場合は、速やかに室外へ退避する。
- (6) 衣服に火がついた場合は、すぐに衣服をぬがせるか、床上に体を転ばせて（本人ができなければ他の人が本人を倒して）火を消すか大量の水をかけて消火する。
- (7) けが人が出た場合は速やかに応急処置をとる。
- (8) 他の実験室での火災を知ったときには、まず自分の実験室の安全を確かめ、身の安全を確保してから消火器などを持って出火場所へかけつけ、初期消火に努める。やじ馬的行動は絶対にしてはいけない。
- (9) 火災発生時の避難器具（はしご、救助袋など）の利用は整然と行うこと。

4.2 地震

- (1) 電源を切り、ガスの元栓を閉め火の始末を完全にする。
- (2) 地震の状況により、第1避難場所（中庭芝生）等へ避難する。
- (3) すばやく火の始末をする。もし出火した場合、身体の安全が確保できれば消火に努める。
- (4) 外に出るときは、まず頭を保護するものをつけ無防備のまま飛び出さないこと。
- (5) 机の下、丈夫な本棚、戸棚の横に体をよせる。
- (6) 避難するときは、大きな器物、建物の近くはさけて通ること。

※ 地震によりガスボンベの転倒があった場合、破損している可能性もあり、十分に点検することが必要です。（状況により専門業者に点検してもらうこと。）

4.3 応急処置の取り扱い

応急処置とは、救急隊に受傷者をわたすまでの手当てのことをいいます。万一のときに備えて、応急手当の方法を理解しておいて下さい。

(1) 一般的事項

- a. 受傷者の状態がどうであるか、どこが受傷しているかを全身の観察をすると共に確認する。(通報のときにも必要となります)
- b. 受傷者は最も楽な体位で寝かすこと。意識がない場合はまっすぐに寝かす。(意識のない場合は頭をうしろにまげて、下あごを突き出した状態にすると呼吸停止を防ぐことができる) 顔色が青いときは頭を身体よりも低くし、赤いときは高くする。
- c. 体温を保つ。実験室では床に新聞紙を数枚敷くだけでも効果があります。
- d. 受傷者に傷口をみせないようにして、励ます。
- e. 安静にし、救急隊にわたすまでのことについてメモをとること。
- f. 受傷した場所の物品は事故原因の究明に必要なので移動させないこと。
- g. 周囲の人を呼び、協力しあって処置する。
- h. 食物は絶対に与えない。

(2) 止血

人の血液量は体重 1kg 当り約 80cc で、全体の 1/3 を失うと生命に危険があります。次の手順で止血を行って下さい。

- a. 傷口が手足の場合は、その部分を高く上げる。
- b. 傷口の上をガーゼ・ハンカチで直接押して、しばらく圧迫する。(直接圧迫止血法)
- c. 傷口より心臓に近い所を手で圧迫し、出血を止める。(間接圧迫止血法)
- d. 出血の程度がひどい場合は、傷口より心臓に近い所をバンドなど(幅 5cm 以上)で締めて止血する方法もあります。バンドの締め方は、徐々に締めつけ止血時刻の記録が必要です。(止血帯)

(3) 傷の処理

- a. 傷口は保護ガーゼで覆う。泥まみれの場合は水道の水で洗いおとす。
- b. 傷口に綿、ティッシュは用いてはならない。ガーゼがない場合はハンカチでも良い。大きい傷にはシーツなどを使用する。
- c. 傷口や傷の部分を固定し、手荒な取り扱いをしてはいけない。

(4) 打撲の処理

外に見える傷がない場合でも注意が必要です。特に頭、胸、腹の打撲は、危険なことがあります。原則として冷やします。

(5) 骨折・脱臼・捻挫

脱臼・捻挫でも骨折として処置するほうが良い。骨折の場合、腫れ、変形、皮膚の変色、激痛があります。むやみに移動させたり、触れたりせず、骨折部を固定してから医療機関に運ぶようにすること。

(6) 熱傷・電撃傷の処置

- a. 受傷した部位は冷たい水を注いで冷やす。皮膚に焼け残った衣服は、付けたまま冷やし医療機関に運ぶ。
- b. 消毒剤・軟膏・油などは一切用いてはいけない。
- c. 手足に受傷した場合、その部分を高くすると痛みがやわらぎます。
- d. 化学薬品がかかったときは、衣服を切ってでも早く脱がせて水道水を5分以上かける。また、目に入ったときは、薬品がかかった目を下にして水道水で十分に洗浄する。医療機関へ運ぶ際は、消毒ガーゼで薬品のかかった部位を覆い、その化学薬品を持参すること。

(7) 交通事故について

- a. 校舎敷地外出るときは、交通法規を守り安全に走行すること。
- b. 事故の場合は警察に連絡し、けが人がいる場合は救急車を呼びましょう。
(緊急に連絡が必要な場合は別紙のところに連絡すること。)

救急箱・担架の設置場所

救急箱・・・校舎事務室・工作室・実験室等、体育館、

担 架・・・校舎事務室・2階中央トイレ付近、体育館、保健室

5. 消火器の取扱い

消火器は、火災の程度・燃焼物の種類・周囲の状況によって適切なものを使用します。本学では、用途が広い粉末消火器を学内各所に備えてあります。(なお、必要に応じて炭酸ガス消火器も配置してあります。)

粉末消火器は、一般火災・油火災・電気火災に使用でき使用方法も容易で、使用後に粉末を清掃すれば機材の損傷が軽微なこと、消火器が転倒しても性能に変化がないことなどの特徴があります。

(1) 粉末消火器の取扱い方法

- a. 安全栓を抜く。
- b. 利き手でホースの先端を持ちノズルを火元に向ける。
- c. 反対の手でレバーをにぎる。
- d. 消火する場合は、手前より奥へ順次消火する。

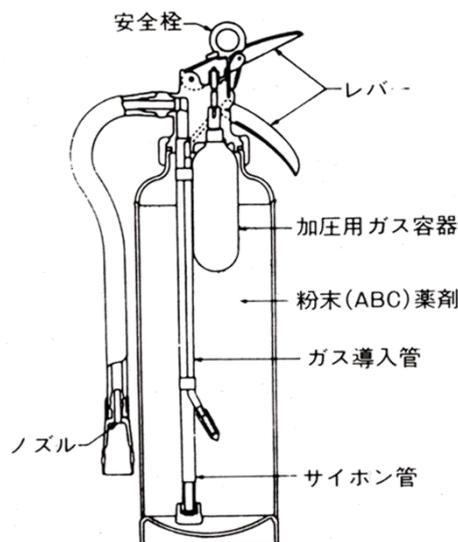
使用後は、必ず薬剤の詰めかえが必要であり、使用したことの報告が必要です。

(2) 本学備えつけ粉末消火器の仕様

放射距離 (20℃) ……………3～6メートル

放射時間 (20℃) ……………約17秒

総重量……………6.40キログラム



粉末消火器図

6. 危険な生物・植物についての対応

けが人がいる場合の緊急連絡（応援の要請）

学生の応急措置 ⇒ 救急車要請 ⇒ 警察への連絡 ⇒ 避難誘導 ⇒ 保護者に連絡

【学校周辺等に熊が出没した場合】 ・警察（110番） ・消防（119番）

- (1) 発見者は、警備員、教職員の応援を求めながら、校舎内の危険のない場所に学生を誘導する。
- (2) 近くにいる教職員の協力を得て、校長に熊等の出没・接近を報告する。報告にあたっては、大声を出しながら途中の教室に知らせ、特に1階の教室・昇降口・玄関の出入り口や窓の施錠、2階等の安全な場所へ学生を避難誘導させるなど、教職員の協力を得て速やかに行う。
- (3) 教職員が連携して学生だけとなる状況をつくらない。
- (4) 学生と教職員の身を守るために、護身棒・ほうき・モップ等、身近にある物を活用して、防御体制を確保する。
- (5) 万一の場合に備えて、教職員を中心として応急手当の準備体制を整える。
- (6) 危険の回避後は、他の教職員と連携して学生の精神的な動揺を静めるよう努める。

【危険生物等について】

- (1) ハチ、ムカデ、マムシ等について刺されたり、噛まれた場合は止血帯等の手当てをして最寄りの病院に連れていく。
- (2) うるしの木、いちょうの木などは、直接触れなくても、かぶれたり、湿疹やかゆみが発生する場合があるので、植物であっても、不用意に触れたり、近寄ったりしない。身体に異常が発生した場合は、担当教員や保健室、教職員、警備室に連絡する。

【関係機関との連携】

- (1) 交通事故・危険動物など発見した場合は110番通報を行い、速やかに出動を要請する。
- (2) 火災・救急～けが人がいる場合は119番し救急車を要請、掌握している教職員が同乗し状況説明を行う。
- (3) 本校～近隣校に小動物情報を伝え、注意を喚起する。

◎情報収集

- (1) 状況・事件の経緯や状況について情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
- (2) 報道機関へ情報を提供する場合は、窓口を一本化して混乱を避ける。
- (3) 万一、熊による事故が発生した場合に備え、連絡体制・役割分担を定め、全教職員が理解し緊急対応が確実にできるように、野外活動の実施前に確認をする。

7. おわりに

災害や危機は、日夜、平日・休日に関係なく前触れもなく起こるものです。

災害や危機に備え十分に安全を確保し、安全で意義ある活動を行うことを希望しています。そして、本学で身に付けた、安全や災害、危機への備えは社会へはばたいた後も役立つことでしょう。

【引用・参考図書】

- ・ 実験を安全に行うために
- ・ 安全衛生テキスト - 安全関係 -
- ・ 救急法教本
- ・ 学生のための安全の手引 参照

編集・作成 国際高等専門学校安全委員会
作成 2019年4月1日
〒920-2331 白山市瀬戸辰3-1
TEL 076-256-7123